

新制度未移行幼稚園  
新制度移行幼稚園  
認定こども園(教育・1号)  
届出保育施設  
一時預かり事業等

をご利用中(利用する予定)の  
保護者の方へ

遠賀町長 古野 修  
(健康こども課 子育て支援係)

幼児教育・保育の無償化に関する認定申請について  
(子育てのための施設等利用給付認定)

令和元年10月1日に「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が施行され、幼児教育・保育の無償化が実施されました。

幼稚園や認定こども園の預かり保育事業、届出保育施設や一時預かり事業等を利用する場合は、「保育の必要性」のある世帯が無償化の対象となります。

無償化の対象者となるかの認定を行うため、下記とおり必要書類を役場へ提出していただきますようお願いいたします。

記

1. 提出書類 **【新制度未移行幼稚園で預かり保育を利用しない場合】**

- (1) 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第1号)兼 副食費の施設による徴収に係る補足給付費申請書(ピンクの様式1です。)
- ・「満3歳以上の子」が対象です。

2. 提出書類 **【新制度未移行幼稚園で預かり保育を利用する場合】**

- (1) 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・第3号)兼 副食費の施設による徴収に係る補足給付費申請書(ブルーの様式2です。)
- ・「3歳児クラス以上の子」が対象です。
  - ・「市町村民税非課税世帯、かつ、2歳児クラスで3歳の子」が対象です。
- (2) 保育の必要性を確認するための書類(世帯により提出書類が異なります。)
- ・勤務証明書、診断書や在学証明書等(様式2の裏面下段を確認ください。)のうち保護者が該当するものがが必要です。
- (3) 市町村民税所得課税証明書(給与等があり、住民税が課税されている方は不要です。)
- ・2歳児クラスで3歳の子、かつ、令和4年1月2日以降に遠賀町に転入された方のみが必要です。

※ (2)と(3)は、保護者のどちらの分も必要です。

裏面もあります。

3. 提出書類 **【新制度移行幼稚園または認定こども園で預かり保育を利用する場合】**

- (1) 教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設等利用申込書
  - (2) 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）兼副食費の施設による徴収に係る補足給付費申請書（ブルーの様式2です。）
    - ・ 「3歳児クラス以上の子」が対象です。
    - ・ 「市町村民税非課税世帯、かつ、2歳児クラスで3歳の子」が対象です。
  - (3) 保育の必要性を確認するための書類（世帯により提出書類が異なります。）
    - ・ 勤務証明書、診断書や在学証明書等（様式2の裏面下段を確認ください。）のうち保護者が該当するものが必要です。
  - (4) 市町村民税所得課税証明書（給与等があり、住民税が課税されている方は不要です。）
    - ・ 2歳児クラスで3歳の子、かつ、令和4年1月2日以降に遠賀町に転入された方のみ必要です。
- ※ (3) と (4) は、保護者のどちらの分も必要です。

4. 提出書類 **【新制度移行幼稚園または認定こども園で預かり保育を利用しない場合】**

- (1) 教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設等利用申込書

5. 提出書類 **【届出保育施設や一時預かり事業等を利用する場合】**

- (1) 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）兼副食費の施設による徴収に係る補足給付費申請書（ブルーの様式2です。）
    - ・ 「3歳児クラス以上の子」が対象です。
    - ・ 「市町村民税非課税世帯、かつ、2歳児クラスで3歳の子」が対象です。
  - (2) 保育の必要性を確認するための書類（世帯により提出書類が異なります。）
    - ・ 勤務証明書、診断書や在学証明書等（様式2の裏面下段を確認ください。）のうち保護者が該当するものが必要です。
  - (3) 市町村民税所得課税証明書（給与等があり、住民税が課税されている方は不要です。）
    - ・ 2歳児クラスで3歳の子、かつ、令和4年1月2日以降に遠賀町に転入された方のみ必要です。
  - (4) 保育所等利用申込み等の不実施に係る理由書
- ※ (2) と (3) は、保護者のどちらの分も必要です。

6. 提出先 遠賀町役場 2番窓口 健康こども課 子育て支援係

7. 提出期限 各施設への入園が決まったときや預かり保育事業等を利用する前月の中旬まで

- ※ 無償化の認定は、必要書類がすべてそろい子育て支援係への提出が完了した日からとなります。
- ※ 入園した後や各種事業を利用した後に必要書類を提出した場合は、原則として提出した日以前の利用料等は無償化の対象となりませんのでご注意ください。

**【お問い合わせ】**

遠賀町役場 健康こども課 子育て支援係  
〒811-4392 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀513  
TEL 093-293-1254(内線296)